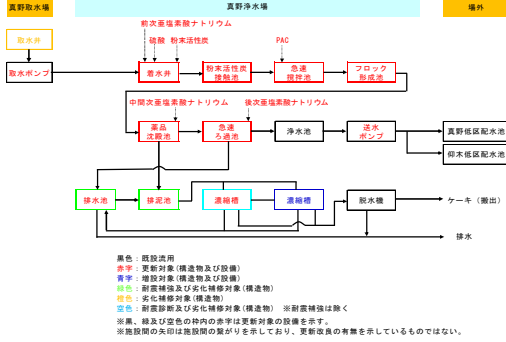
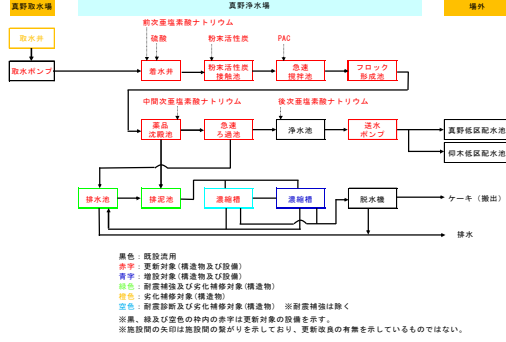


真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
要求水準書の令和7年1月17日と令和7年3月19日修正版の新旧対照表

資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	新（令和7年3月19日修正版）	旧（令和7年1月17日）
要求水準書							表紙	令和7年3月19日修正版	令和7年1月17日
要求水準書	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	削除	・本市が実施する説明会等の対応の補助（説明会資料の作成、説明会の運営、現地見学会対応等の必要な補助を行うこと。開催時期は未定であるが、年2回程度を行う予定としている。）
要求水準書	27	2	2.2	(3)	⑧		その他の各種申請等の支援業務	事業者は本市が行う認可変更、起債、交付金及び補助申請書類等の各種申請における添付資料等の作成支援（図面等の資料提供）を行うこと。現時点においては、具体的に想定している国庫補助金・交付金はない。本事業が交付金及び国庫補助事業となった場合は、交付金及び国庫補助金の申請に必要なとなる申請書類及び報告書類等の作成支援を行うこと。また、本市が会計検査を受けることになった場合は、資料等の作成支援を行うこと。具体的な作成資料等については、別途、補助要綱等に合わせて提示する予定である。 なお、交付金及び国庫補助事業となった場合の国庫補助金の申請書類及び報告書類等の作成支援業務に関する費用及び会計検査に対応するための資料等の作成支援に関する費用については、変更対象とする。	事業者は本市が行う認可変更、補助申請書類等の各種申請における添付資料等の作成支援（図面等の資料提供）を行うこと。また、本事業が国庫補助事業となった場合は、国庫補助金の申請に必要なとなる申請書類及び報告書類等の作成支援を行うこと。本市が会計検査を受けることになった場合は、資料等の作成支援を行うこと。 なお、国庫補助事業となった場合の国庫補助金の申請書類及び報告書類等の作成支援業務に関する費用及び会計検査に対応するための資料等の作成支援に関する費用については、変更対象とする。
要求水準書	27	2	2.2	(3)	⑨		工事期間中の対応	下記を追記。 ・本市が実施する説明会等の対応の補助（説明会資料の作成、説明会の運営、現地見学会対応等の必要な補助を行うこと。開催時期は未定であるが、年2回程度を行う予定としている。）	－
要求水準書	31	2	2.2	(4)	③		表－13 提出書類（更新改良業務）	事前調査着手14日前まで	工事務務開始14日前まで
要求水準書	33	2	2.3	(2)			図－1 浄水フロー（真野浄水場（真野取水場含む））	・送水ポンプの枠は黒に変更 ・粉末活性炭の注入位置は着水井に変更 ・後次亜塩素酸ナトリウムの注入位置は急速ろ過池に変更 	・送水ポンプの枠は赤 ・粉末活性炭の注入位置は粉末活性炭接触池 ・後次亜塩素酸ナトリウムの注入位置は浄水池 
要求水準書	53	2	2.6	(1)	②	(ア)	みなし設置者	a. 事業者は水道施設に設置している自家用電気工作物等及び可搬型非常用発電機の保安管理において「みなし設置者」として次に掲げる業務を実施する。なお、自家用電気工作物等及び可搬型非常用発電機の保安管理業務の実施については、電気事業法に基づく外部委託制度を活用できる。 (a) 自家用電気工作物の維持・技術基準適合維持（電気事業法第39条規定事項） (b) 自家用電気工作物の保安規程の作成・届出、変更の届出、規定の遵守（電気事業法第42条規定事項） (c) 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条規定事項）（ただし、常駐は求めない） b. 選任する電気主任技術者は次のとおりとする。 (a) 電気主任技術者は、選任する本市の事業場に常勤するものとする。 (b) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。 c. 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、選任する電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。 d. 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、選任する電気主任技術者の意見を尊重する。	事業者は水道施設に設置している自家用電気工作物等及び可搬型非常用発電機の保安管理において「みなし設置者」として次に掲げる業務を実施する。なお、自家用電気工作物等及び可搬型非常用発電機の保安管理業務の実施については、電気事業法に基づく外部委託制度を活用できる。 a. 自家用電気工作物の維持・技術基準適合維持（電気事業法第39条規定事項） b. 自家用電気工作物の保安規程の作成・届出、変更の届出、規定の遵守（電気事業法第42条規定事項） c. 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条規定事項）（ただし、常駐は求めない）